2　施行日前に旧医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する医療法第八条の二第二項、第九条第一項及び第十五条第三項の規定により国の機関に対し通知をしなければならない事項で、施行日前にその通知がされていないものについては、これを、同法第八条の二第二項、第九条第一項及び第十五条第三項の規定により地方公共団体の機関に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

第三条　施行日前に医療法第七条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項、第十六条、第十八条並びに第二十七条の規定によりされた許可又はこの政令の施行の際現にこれらの規定によりされている許可の申請で、施行日においてこれらの許可又は許可の申請に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における第三十四条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下「新地方自治法施行令」という。）第百七十四条の三十五の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項、第十六条、第十八条並びに第二十七条の規定の適用については、これらの規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2　施行日前に医療法第八条の二第二項、第九条第一項及び第二項並びに第十五条第三項並びに旧医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する同法第十八条の規定により都道府県の機関に対し届出及び通知をしなければならない事項で、施行日前にその届出及び通知がされていないものについては、これを、新地方自治法施行令第百七十四条の三十五の規定により読み替えて適用する同法第八条の二第二項、第九条第一項及び第二項並びに第十五条第三項並びに第三条の規定による改正後の医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する同法第十八条の規定により地方公共団体の機関に対して届出及び通知をしなければならない事項についてその届出及び通知がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第四条　附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2　附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日から起算して一年を超えない期間内において、医療法第十八条の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が同条の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が同条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2　施行日から起算して一年を超えない期間内において、医療法第二十一条の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が同条の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が同条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）

第六条　国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条後段を削る。

（独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）

第七条　独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条後段を削る。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第八条　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第四百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第四条」を「第三条」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十九号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第四条第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第十号まで」の下に「及び第十一号の二」を加え、「保育所及び」を「保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）及び認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（第十二条第一項第一号において「幼保連携型認定こども園等」という。）」に改め、「除く。）」の下に「並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十二条第一項第一号において「特定私立幼稚園」という。）」を加える。

第十二条第一項中「第六号の二まで又は第九号」を「第六号の三まで、第九号又は第十一号の二」に改め、同項第一号中「第四十条又は」を「第四十条若しくは」に、「（以下この条」を「（以下この号」に、「児童厚生施設等を除く。以下この条」を「児童厚生施設等を除く。以下この号」に改め、「児童福祉施設」という。）」の下に「、幼保連携型認定こども園等」を加え、「という。）又は」を「という。）、」に、「含む。以下この条」を「含む。以下この号」に改め、「婦人保護施設」という。）」の下に「又は特定私立幼稚園」を、「、児童福祉施設」の下に「、幼保連携型認定こども園等」を加え、「又は婦人保護施設」を「、婦人保護施設又は特定私立幼稚園」に改め、「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園等及び特定私立幼稚園」を加え、「被災保護施設、被災児童福祉施設、被災老人ホーム又は被災婦人